

(様式第1号)

年 月 日

(宛先)

山形市上下水道事業管理者

給水申込者

住 所

氏 名

給 水 申 込 書

山形市水道給水条例第39条第2項及び「山形市上下水道部開発行為等に係る水道施設整備施行要綱」第6条の規定に基づき、下記のとおり給水を申し込みます。

記

1. 申込箇所

2. 予定工期

着 工 年 月 日

完 成 年 月 日

3. 関係図書

1) 位置図

2) 事業計画図（他埋設物状況及び計画図を含む）

3) 設計図書

4) 開発行為許可書（写） ※1

5) 土地使用承諾書（様式第9号） ※2

※1 開発行為申請が必要である場合に提出。

※2 施設用地が道路管理者に帰属されない、または、山形市上下水道事業管理者に譲渡されない場合に提出。

(様式第2号)

水道施設工事施行契約書(用地譲渡無)

山形市上下水道事業管理者 (以下「甲」という。) と、新規開発地に山形市水道の給水を申し込む者 (以下「乙」という。) とは、その開発地における工事について、その費用負担、納入方法及び納入時期並びに工事完成後における水道施設の所有権及び維持管理等に関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 予定工期 約 日間
着工 年 月 日
完成 年 月 日

(目的)

第1条 本工事は、山形市水道給水条例(昭和33年条例第22号)及び甲の定める山形市上下水道部開発行為等に係る水道施設整備施行要綱に基づき、新規開発地の給水に必要な水道施設を建設することを目的とする。

(費用の負担)

第2条 乙は、本工事に要する費用を負担するものとする。
2 乙は、本工事に係る事務費を甲に支払うものとする。

(事務費)

第3条 事務費は、乙と施工業者の水道施設工事請負金額から消費税相当額を除いた額を(表1)に掲げる金額の区分によって区分し、当該工事に対応する事務費率を順次適用して得た額の合計額(その額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)とする。

《事務費の算定基準》 (表1)

金額の区分	事務費率
1,000万円以下の金額	1.8%
1,000万円を超え 3,000万円以下の金額	1.2%
3,000万円を超え 3億円以下の金額	0.8%
3億円を超え 20億円以下の金額	0.7%
20億円を超える金額	0.5%

(事務費の納入)

第2条 事務費は前納とし、乙は甲の発行する納入通知書により指定された金融機関等に納入するものとする。

(事務費の精算)

第3条 甲は、本工事完成後、事務費について速やかに精算を行い、過不足額が生じた場合は還付又は追徴するものとする。

(工事の監督)

第6条 甲は、乙が施行する水道施設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う。

(工事の検査)

第7条 甲は、乙が施行した水道施設工事の中間及び完成後の確認のための検査を行う。

(水道施設の無償譲渡)

第8条 乙は、本工事により建設した水道施設を検査完了後に無償で甲に譲渡するものとする。この場合において水道施設に抵当権、賃借権その他所有権の行使を制限する権利があるときは、乙はこれを消滅させなければならない。

(水道施設の維持管理)

第9条 甲は、乙から譲り受けた水道施設の維持管理を行う。

(損害賠償)

第10条 乙は、工事の施工に伴い甲の施設及び第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責務において、その損害を賠償しなければならない。

(かし担保)

第11条 甲は、譲渡された水道施設にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は、補修を請求することができない。
2 前項の規定によるかしの補修の請求は、譲渡を受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが故意又は重大な過失により生じた場合の、請求を行うことのできる期間は、10年とする。

(疑義等)

第12条 この契約書に定めのない事項又は疑義等については、必要に応じ甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山形市南石関27番地
山形市上下水道部
山形市上下水道事業管理者

印

乙 給水申込者

住 所

氏 名

印

(様式第3号)

水道施設工事施行契約書(用地譲渡有)

山形市上下水道事業管理者 (以下「甲」という。) と、新規開発地に山形市水道の給水を申し込む者 (以下「乙」という。) とは、その開発地における工事について、その費用負担、納入方法及び納入時期並びに工事完成後における水道施設等の所有権及び維持管理等に関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 予定工期 約 日間
着工 年 月 日
完成 年 月 日

(目的)

第1条 本工事は、山形市水道給水条例(昭和33年条例第22号)及び甲の定める山形市上下水道部開発行為等に係る水道施設整備施行要綱に基づき、新規開発地の給水に必要な水道施設を建設することを目的とする。

(費用の負担)

第2条 乙は、本工事に要する費用を負担するものとする。

2 乙は、本工事に係る事務費を甲に支払うものとする。

(事務費)

第3条 事務費は、乙と施工業者の水道施設工事請負金額から消費税相当額を除いた額を(表1)に掲げる金額の区分によって区分し、当該工事に対応する事務費率を順次適用して得た額の合計額(その額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)とする。

《事務費の算定基準》

(表1)

金額の区分		事務費率
1,000万円以下の金額		1.8%
1,000万円を超え	3,000万円以下の金額	1.2%
3,000万円を超え	3億円以下の金額	0.8%
3億円を超え	20億円以下の金額	0.7%
20億円を超える金額		0.5%

(事務費の納入)

第4条 事務費は前納とし、乙は甲の発行する納入通知書により指定された金融機関等に納入するものとする。

(事務費の精算)

第5条 甲は、本工事完成後、事務費について速やかに精算を行い、過不足額が生じた場合は還付又は追徴するものとする。

(工事の監督)

第6条 甲は、乙が施行する水道施設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う。

(工事の検査)

第7条 甲は、乙が施行した水道施設工事の中間及び完成後の確認のための検査を行う。

(水道施設及び施設用地の無償譲渡)

第8条 乙は、本工事により建設した水道施設及び施設用地を検査完了後に無償で甲に譲渡するものとする。この場合において水道施設及び施設用地に抵当権、賃借権その他所有権の行使を制限する権利があるときは、乙はこれを消滅させなければならない。

(水道施設及び施設用地の維持管理)

第9条 甲は、乙から譲り受けた水道施設及び施設用地の維持管理を行う。

(損害賠償)

第10条 乙は、工事の施工に伴い甲の施設及び第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責務において、その損害を賠償しなければならない。

(かし担保)

第11条 甲は、譲渡された水道施設及び施設用地にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は、補修を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの補修の請求は、譲渡を受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが故意又は重大な過失により生じた場合の、請求を行うことのできる期間は、10年とする。

(疑義等)

第12条 この契約書に定めのない事項又は疑義等については、必要に応じ甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山形市南石関27番地
山形市上下水道部
山形市上下水道事業管理者

⑩

乙 給水申込者

住 所

氏 名

⑩

(様式第4号)

年 月 日

(宛先)

山形市上下水道事業管理者

給水申込者

住 所

氏 名

水道施設工事施工業者（変更）承認申請書

年 月 日付で契約を締結した水道施設工事について、「山形市上下水道部開発行為等に係る水道施設整備施行要綱」第8条第2項の規定に基づき、下記事項について承認を受けたいので申請します。

記

1 工事名称

2 工事場所

3 予定工期

着 工

年

月

日

完 成

年

月

日

4 施工業者

住 所

氏 名

5 請負見積書

別紙のとおり

上記について承認する。

年

月

日

山形市上下水道事業管理者

印

※正副2部提出のこと。

(様式第5号)

年 月 日

(宛先)

山形市上下水道事業管理者

給水申込者

住 所

氏 名

請負工事（変更）契約締結届

年 月 日付で承認を受けた施工業者と工事請負（変更）契約を締結したので、「山形市上下水道部開発行為等に係る水道施設整備施行要綱」第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

- 1 工事名称
- 2 施工業者
- 3 工事請負（変更）契約書（写） 別紙のとおり

(様式第6号)

水 建 第 号
平成 年 月 日

給水申込者

山形市上下水道事業管理者

印

事務費（概算額・精算額）通知書

年 月 日付で契約を締結した水道施設工事について、「山形市上下水道部開発行為等に係る水道施設整備施行要綱」第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 工事場所
- 3 概算額・精算額 円（千円未満切捨て）

算出根拠

- ・水道施設工事請負金額 円（消費税込み）
- ・事務費対象金額 円（消費税抜き）

《事務費の算定基準》

金額の区分	事務费率
1,000万円以下の金額	1.8%
1,000万円を超え 3,000万円以下の金額	1.2%
3,000万円を超え 3億円以下の金額	0.8%
3億円を超え 20億円以下の金額	0.7%
20億円を超える金額	0.5%

- 4 担当者
山形市上下水道部 水道建設課 TEL 023-645-1177（内 ）

(様式第7号)

水 建 第 号
年 月 日

給水申込者

山形市上下水道事業管理者

⑩

工事着工承認通知書

年 月 日付で契約を締結した水道施設工事について、「山形市上下水道部開発行為等に係る水道施設整備施行要綱」第12条第1項の規定に基づき、工事の着工について承認したので通知します。

記

1 工事名称

2 工事場所

3 担当者

山形市上下水道部 水道建設課

Tel 023-645-1177 (内)

(様式第8号)

年 月 日

(宛先)

山形市上下水道事業管理者

給水申込者

住 所

氏 名

水道施設無償譲渡書

年 月 日付で契約を締結した水道施設工事について、「山形市上下水道部開発行為等に係る水道施設整備施行要綱」第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり譲渡いたします。

記

1 工 事 名 称

2 工 事 場 所

3 精算工事金額 円

4 施 工 業 者

5 検査完了年月日 年 月 日

6 譲渡物件図面（平面図・配管図） 別紙のとおり

(様式第9号)

土地使用承諾書

山形市上下水道事業で水道施設を設置及び維持管理するため、私所有の土地を下記により使用することを承諾します。

記

1 使用土地の地番・地目

(1) 住所地番 _____

(2) 地目 _____

(4) 占有面積 (管理用通路延長L×幅員W) _____

2 水道施設の内容

(1) 管種 _____

(2) 口径・延長 _____

(3) 構造物 _____

3 土地の使用期間

この承諾書の提出日より上記配水管施設の存続期間とする。

4 使用料

土地の使用料は無償とする。

5 使用の継承

土地の一部又は全部を売却又は譲渡、若しくは相続等により権利の変更が生ずる場合は、使用を継承させるものとする。

6 協議

施設設置後の配水管施設の維持管理は山形市上下水道事業管理者が行い、現況を変更する必要がある場合はあらかじめ協議するものとする。

7 紛争の解決

使用土地に関する紛争は、配水管施設の維持管理に関する事項以外、当該土地の所有者において解決するものとする。

年 月 日

(宛先)

山形市上下水道事業管理者

土地所有者 住 所
氏 名